

北特審発第1号
令和8年1月7日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市特別職報酬等審議会
会長 松本 光男

市長の給料の額等について（答申）

令和7年12月1日付け北総総発第116号で、当該審議会に対し、意見を求められた標記の件について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和7年12月1日、市長から諮問を受けた議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額等について、当審議会において審議を行った。

この審議に当たっては、県内他団体の特別職の報酬等の額及び改定状況、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定の状況、特別職の期末手当の支給月数の引上げ等を考慮し、広範な角度から慎重に検討を行い、次のとおりとすることが適当であるとした。

1 議員の議員報酬の額について

議員の議員報酬の額を次のとおりとする。

- (1) 議 長 4 5 4 , 0 0 0 円
- (2) 副議長 3 9 1 , 0 0 0 円
- (3) 議 員 3 7 2 , 0 0 0 円

2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料月額を次のとおりとする。

- (1) 市 長 9 0 0 , 0 0 0 円（改定なし）
- (2) 副市長 7 6 0 , 0 0 0 円（改定なし）
- (3) 教育長 7 0 3 , 0 0 0 円（改定なし）

3 改定の実施時期

この改定の実施時期については、令和8年4月1日とする。

4 付帯意見

市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内他団体の特別職の報酬等の額及び改定状況、特別職の期末手当の支給月数の引上げ等を勘案し、県内他市及び類似団体の状況との比較においても均衡を逸していないことから、据置きとすることが適当であると判断した。

一方、議員報酬の額については、近年物価高騰が続く中、長らく県内他市及び類似団体の平均水準を下回っている状況にある。市議会議員は、市民の信託を受け、市政運営における重要な意思決定及び行政監視の役割を担う立場にあることから、その職責に見合った待遇を確保することは、議会機能の維持・強化の観点からも必要である。また、相応の待遇を確保することにより、多様な人材が議会に参画しやすい環境を整えることは、市政の健全な発展に資するものである。これらの点を踏まえ、議員報酬については引上げの改定を行うべきであると判断した。

なお、議員報酬の改定に当たっては、本市の財政状況や市民感情を考慮し、更なる議会改革の推進に取り組むことが必要であるという判断に至ったことを付言する。